

平成 29 年 6 月 7 日

京都市子ども若者はぐくみ局
幼保総合支援室公営保育所担当
市営保育所移管先選定部会

修学院保育所父母の会
民営化対策委員会

修学院保育所移管先法人等募集要項（案）に対する保護者意見

選定委員及び幼保総合支援室の皆さまにおかれましては、お忙しい中、保護者の意見を聴取する機会を設けていただき、誠にありがとうございます。

修学院保育所の保護者といたしましては、現在の保育を維持したうえで民間移管することを強く望んでおりますので、これらの意見を基に募集要綱（案）の修正をお願いいたします。

なお、選定委員におかれましては事前にこの意見書をお読みいただき、意見交換に臨めますようお願い申し上げます。

1. 合格最低点について

合格最低点は必ず必要だと考えます。近年の民間移管が妥当なものであり、問題のない移管となっているのだとすれば、合格最低点は過去 3 年以内の審査に合格した法人の平均点を基に 139 点か 141 点と定めることが妥当だと考えます。

- ・ 永興福祉会 128.7（九条）
- ・ 保健福祉の会 141.3（吉祥院）
- ・ 京都社会福祉協会 143.3（錦林）
- ・ 稲荷保育園 140.8（砂川）
- ・ 大原野児童福祉会 140.7（山ノ本）

以上 5 法人の合格点の平均 $138.96 \div 5 = 139$ 点

もしくは 5 中 3 平均の $140.93 \div 3 = 141$ 点

2. 募集要項（案）3（5）：事業計画の公表について

以下のように変更していただきたいです。

「申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は移管先候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。また、京都市は移管する保育所の保護者が強く求める場合など、事業計画書等申請書類の内容を公表する場合

があり、申請者はこれに対して異議を申し立てることができません。」

点数の半分を占める事業計画は保護者も確認したい事項です。市営の保育所であれば、京都市のガイドラインから外れたことをしていた場合に、それを指摘することができますが、民間園ではそれができません。事業計画を確認することができれば、事業計画との比較で移管先法人が実際に計画どおりの保育をしているかどうかを保護者がチェックすることができます。移管先法人も自信を持って作成した計画であり、移管を受けるためだけに形だけの中身の伴わない計画を提出しているわけではないので、公表しても問題ないはずです。

3. 募集要項（案）4（3）：落選法人の点数の公表について

これまでどおり法人毎の点数を、法人名とともに公表すべきです。法人名と点数が公表される前提にあることは、質の低い法人の応募を防ぐための抑止力になります。また、民間法人に緊張感を与え、民間の保育水準の向上にも寄与します。

4. 募集要項（案）5（1）ア：土地の取扱いについて

土地については、「車寄せスペース」も含めて、有償での貸付とすることを明記してください。また、現在の「車寄せスペース」は保育所建設当時に地域住民との間で、「駐車スペースではなくあくまでも車寄せスペース（または離合スペース）である」との合意をしているはずであり、現在は一時的な駐車スペースとして黙認されている状況にあります。

これまで京都市（歴代の所長）はこの経緯を重く受け止め、住民の代表者への年一回の挨拶や、車寄せスペースが込み合う時間帯の交通整理などを実施してきました。

近隣住民との関係は今後も続きます。過去の経緯を知らないまま移管されては、今後近隣住民と保育所との争いごとになりかねませんので、移管後もこの状況が引継がれるように、これらの内容を募集要項に明記してください。また、このことに関連する支援室内の引継ぎ資料を移管先法人及び保護者にご提供ください。

5. 募集要項（案）5（3）：三者協議会について

以下のように変更してください。

「京都市は、児童への影響や保護者の意向を十分に踏まえた移管となるよう、平成30年4月から、1年間に4～5回、入所児童の保護者、行政及び移管先法人等による三者協議会を開催します。なお、開催場所は修学院保育所内とします。」

三者協議会の主催者や回数、開催場所が明確でないため、これを明確にするよう変更してください。三者協議会は協議内容が保育所のことであること、三者協議会中の保育、保護者の負担等を考えると保育所内で開催することが妥当と考えます。

6. 募集要項（案）7の一段落目：基本事項に違反した場合の対応について

以下のように変更してください。

「移管後の運営については、別紙4「移管後の運営に係る基本事項」を内容とした協定を締結したうえで基本事項を遵守していただきます。移管後に基本事項の違反が認められた場合は、京都市民間保育園職員給与等運用事業（プール制）における本市の人件費補助の支給停止を行う場合があります。また、基本事項の重大な違反が認められた場合は、損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う場合があります。」

変更していただく理由は、基本事項については厳守していただく必要があり、重大な違反のみ対応策を記載しているだけでは不十分と考えるためです。

7. 小規模保育施設との連携協定について

小規模保育施設との連携協定を現在の内容で再度締結するよう、基本事項に明記してください。小規模保育施設との連携は厚生労働省も強く求めているところです。

8. 選定委員の任期について

選定委員の任期（改選月 7 月）は審議スケジュールに合わせるべきです。審議途中の選定委員の変更は、正しい審査を行うために好ましくありません。なお、保護者と新しい選定委員の間でも必ず意見交換できるようにしてください。

9. 保護者への説明について

募集要項が確定時点で、部会の審議内容とともに確定内容（変更点等が分かる内容）について、保護者向けに再度説明会を開催してください。

10. 別紙4「移管後の運営に係る基本事項」について

(1)施設長と保育士の欄

経験年数を証明する資料を添付するよう記載してください。法人の自己申告だけでは正確な経験年数が確認できず、募集要項を遵守しているかどうか把握できないため、文書での確認が必要と考えます。

また、以下の項目を加えてください。

- ・ 平成 29 年度時点における修学院保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと

(2) 職員の育成の欄

以下の項目を加えてください。

- ・ 非正規雇用の職員を雇用する場合は、正社員登用制度を設け、非正規雇用の職員が向上心を持って従事できるような仕組みを作ること
- ・ 職員の評価に 360 度評価の一環として保護者の目線を加えること
- ・ 保護者からの苦情が多い職員については、その対応に努め、当該職員の具体的な指導内容を職員に開示し、なお改善が見られない場合は保育以外の業務に就かせること
- ・ エピソード研修を実施すること
- ・ 子ども達に対し「～ですか」、「～してください」と丁寧な言葉で話しかけることで、子ども達も自然と丁寧な言葉を身につけるよう、お手本を示す言葉づかいをすること
- ・ 子どもに対してきちんとした挨拶をすること
- ・ 担任しているクラス以外の子どもの名前も覚え、保育士全員が子どもの情報を共有してクラスを超えた関わりを持って保育すること

(3) その他の欄

以下の項目を加えてください。

- ・ おむつは紙おむつか布おむつを選べるようにすること
- ・ 外国籍の利用者向けに献立やお知らせを必要な言語で作成、配布すること

(4) 保育内容全般の欄

以下のように変更してください。

- ・ 保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容（子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大事にする保育「市営保育所 保育のガイドライン」参照）を遵守し、保育運営を行うこと。

以下の項目を加えてください。

- ・ 笛を使ったり一斉に子どもを動かしたり、一日のスケジュールを固定しすぎるなど「大人の思い通りに子どもをコントロールする保育」をしないこと
- ・ テレビやDVDを見せず、保育士が絵本の読み聞かせをすること
- ・ 絵本の貸し出しを続けること

(5) 保護者対応の欄

以下の項目を加えてください。

- ・ 定期的に施設長と保護者会が話し合う時間を設け、保護者の要望に対して柔軟に対応すること
- ・ 保護者会（父母の会）を残し、保護者会活動の際は現状のように保育所ホールなどの施設を活用させること

- ・ 連絡ノートの活用を始めとし、懇談会や送迎時などで保育士と保護者とのコミュニケーションを図り、保育所での子どもの生活を保護者と共有すること
- ・ 送迎は各教室内で行うこと（感染症等の場合は除く）
- ・ 保育所の運営状況、法人の経営状況を年1回以上、定期的に保護者向け説明会を開催して説明すること
- ・ 経営状況が悪化している際には、悪化要因とその改善策を保護者に説明すること

(6) 障害児保育の欄

以下の項目を加えてください。

- ・ 子どもの障害は身体障害、精神障害、知的障害、発達障害と様々であるため、障害の疑いも含めてそれぞれにあった配慮をすること
- ・ 障害の疑いのある子どもを早期に捉えて、保護者と協議のうえ配慮すること

(7) 宗教的な保育の欄

以下のように変更してください。

「子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育を行うこと。当分の間は、宗教的な行為（お祈り、講和等）や行事は行わないこと（クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可）」

(8) 給食・調理の欄

以下の項目を加えてください。

- ・ 子どもと保護者の信仰に配慮した食事の提供を行うこと